

3 関 経 第 9 8 1 号  
令和3年12月24日

千葉県知事 殿

関東農政局長

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

このことについて、令和3年12月20日付け3経営第2080号をもって農林水産事務次官から別添写しのとおり依命通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村及び関係団体には、貴職から通知願います。

3 経営 第 2080 号  
令和 3 年 12 月 20 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施について適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に掲げる者に規定する事業実施主体、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）別記1の第2の1（別記1の第2の3の（2）の場合に限る。）及び別記3の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入推進支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、収入保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2680号農林水産事務次官依命通知。以下「収入保険システム整備加速化実施要綱」という。）第2に規定する事業主体、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営2558号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、<u>農業保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱（令和3年12月20日付3経営第2080号農林水産事務次官依命通知。以下「農業保険システム整備加速化実施要綱」という。）第3に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3経営第2080号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体並びに女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付3経営第2080号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体</u>）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。</p>	<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に掲げる者に規定する事業実施主体、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）別記1の第2の1（別記1の第2の3の（2）の場合に限る。）及び別記3の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入推進支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、収入保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2680号農林水産事務次官依命通知。以下「収入保険システム整備加速化実施要綱」という。）第2に規定する事業主体、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営2558号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。</p>

合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

## I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)～(10) (略)

(11) 農業保険システム整備加速化実施要綱第2に規定する事業の実施に要する経費

(12) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別表の1、2、3のア及び4に規定する事業の実施に要する経費

(13) 女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第4に規定する事業の実施に要する経費

## II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1)～(3) (略)

(4) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別表の3のイに規定する事業の実施に要する経費

## 第2 (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

(1) (略)

(2) 別表のIの経費の欄中1から9までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用、2の①から④までの経費の相互間における流用、3の①から③までの経費の相互間における流用、4の(1)から(3)までの経費の相互間における流用

(3) 別表のIIの区分間における経費の流用及び別表のIIの区分欄Iの経費の欄中1から3までの経費の相互間における流用

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)（別記1の第2の3の(1)の場合に限る。）及び(2)に基づいて事業を実施する場合を除く。））、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3（イの都道府県事業を除く）及び4に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)（別記1の第2の3の(2)の場合に限る。）及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施

## I 担い手育成・確保等対策事業等

(1)～(10) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

## II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(1)～(3) (略)

(新設)

## 第2 (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

(1) (略)

(2) 別表のIの経費の欄中1から7までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用、2の①から④までの経費の相互間における流用、3の①から③までの経費の相互間における流用並びに4の(1)及び(2)の経費の相互間における流用

(3) 別表のIIの経費の欄中1から3までの経費の相互間における流用

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)（別記1の第2の3の(1)の場合に限る。）及び(2)に基づいて事業を実施する場合を除く。））、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3（イの都道府県事業を除く）及び4に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)（別記1の第2の3の(2)の場合に限る。）及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施

する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)以下同じ。)に提出しなければならない。

2(略)

第5～第14(略)

(実績報告)

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10の第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Ⅰの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業、2の②農の雇用事業、5の農業労働力確保緊急支援事業(3)女性の活躍推進対策及び(4)農業労働力産地間連携等推進事業は除く。)、6の新規就農者確保加速化対策、7の経営継承・発展等支援事業、8の新規就農者確保緊急対策(4)のア農業の魅力発信支援及びウ農業体験拠点の整備支援を除く。にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2～4(略)

第16～第24(略)

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第25 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4第2項及び第7から第21までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

1～9(略)

第26～第32(略)

別表(第2関係)

する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)以下同じ。)に提出しなければならない。

2(略)

第5～第14(略)

(実績報告)

第15 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10の第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表Ⅰの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業、2の②農の雇用事業、5の農業労働力確保緊急支援事業(3)女性の活躍推進対策は除く。)、6の新規就農者確保加速化対策及び7の経営継承・発展等支援事業にあつては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2～4(略)

第16～第24(略)

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第25 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7から第21までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

1～9(略)

第26～第32(略)

別表(第2関係)

I 担い手育成・確保等対策事業等					I 担い手育成・確保等対策事業等				
区分	経費	補助率	重要な変更		区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更				経費の配分の変更	事業の内容変更
担い手育成・確保等対策事業補助金	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	担い手育成・確保等対策事業補助金	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
	4 農業保険事業 (1)・(2) (略) <u>(3) 農業保険事務処理システム整備加速化支援事業</u> 補助事業者が農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	(略) <u>定額</u>		(略) <u>1 事業内容の新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u> <u>3 事業費の30%を超える増減</u>		4 農業保険事業 (1)・(2) (略) (新設)	(略) (新設)		(略) (新設)
	5 農業労働力確保緊急支援事業		経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への流用、(1)及び(2)の経費並びに(3)、 <u>(4)</u> の経費の相互間における流用 (略)	(略)		5 農業労働力確保緊急支援事業		経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への流用、(1)及び(2)の経費並びに(3)の経費の相互間における流用 (略)	(略)
	(1)～(3) (略) <u>(4) 農業労働力産地間連携等推進事業</u>	(略) <u>定額</u>				(1)～(3) (略) (新設)	(略) (新設)		
6・7 (略) <u>8 新規就農者確保緊急対策</u> 補助事業者が新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) <u>新規就農促進研修支援事業</u> (2) <u>雇用就農者実践研修支援事業</u> (3) <u>農業教育環境整備事業</u> (4) <u>就農情報発信等強化支援事業</u> <u>ア 農業の魅力発信支援</u>	(略) <u>定額</u> <u>定額</u> <u>定額</u> <u>(1/2以内)</u> <u>定額</u>		経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における流用  経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間にお	1 <u>事業内容の新設又は廃止</u> 2 <u>事業実施主体の変更</u> 3 <u>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</u> 4 <u>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</u>	6・7 (略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)	

	イ 就農等に関する情報の一元化・発信強化支援 ウ 農業体験拠点の整備支援	定 額  1/2以内	ける流用						
	9 女性の就農環境改善緊急対策事業 補助事業者が女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 地域取組主体に対する助成 ② 事業実施主体に対する助成	定 額	経費の欄に掲げる①及び②の経費の相互間における流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	1 新規就農者確保緊急対策 補助事業者が新規就農者確保緊急対策に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業教育環境整備事業	1/2以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別記様式第1号（第4関係）

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等 交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

(略)

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費※1 (A+B+C+D) 円	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A) 円	都道府県負担額 (B) 円	市町村負担額 (C) 円	その他 (D) 円	
合 計						

(略)

※1 必要に応じて「総事業費」と修正すること。

(略)

6 添付書類

- 都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- 定款、寄附行為等及び収支予算
- 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

(4) 人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等 交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

(略)

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B+C+D) 円	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A) 円	都道府県負担額 (B) 円	市町村負担額 (C) 円	その他 (D) 円	
合 計						

(略)

(新設)

(略)

6 添付書類

- 都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- 定款、寄附行為等及び収支予算
- 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

(新設)



第4の1に定める事業計画書、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱第7に定める実施計画書並びに法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の6の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書、収入保険システム整備事業実施要綱第6に定める事業実施計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画又は都道府県事業計画、新規就農者確保加速化対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、農業保険システム整備加速化実施要綱第3の2に定める事業実施計画、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定める事業計画書並びに女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第5の1に定める実施計画書。

(削る)

- (注) 1 (略)  
2 (略)  
3 (略)  
4 (略)

別記様式第2・3号(略)

(注) 1 1及び2の様式は、人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱第7に定める実施計画書並びに法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の6の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書、収入保険システム整備事業実施要綱第6に定める事業実施計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画又は都道府県事業計画、収入保険システム整備加速化実施要綱第5に定める事業実施計画書、新規就農者確保加速化対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書に準ずる。

- 2 (略)  
3 (略)  
4 (略)  
5 (略)

別記様式第2・3号(略)

別記様式第4号(第12関係)

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇)概算払請求書

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿  
(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

北海道(法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3、4のアの(ア)及び4のイの(イ)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(2)の場合に限る。)、及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

別記様式第4号(第12関係)

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇)概算払請求書

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿  
(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

北海道(法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3、4のアの(ア)及び4のイの(イ)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(2)の場合に限る。)、及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢに基づいて事業を実施する補助事業者、収入保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(別記1の第2の3の(1)の場合に限る。)及び(2)に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

(注) 1・2 (略)

3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号 (第13関係)

〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇補助金 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書

番 年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、下記の理由により (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) ため、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

(略)

(注) 1～3 (略)

4 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注) 1・2 (略)

(新設)

(新設)

別記様式第5号 (第13関係)

〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇補助金 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書

番 年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、下記の理由により (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) ため、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

(略)

(注) 1～3 (略)

(新設)

(新設)

別記様式第6号（第14関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第14の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

（注）1・2（略）

3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第14関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第14の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

（注）1・2（略）

（新設）

（新設）

別記様式第7号（第15の第1項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第1項の規定により、その実績を報告する。  
(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

(注) 1～5 (略)  
(削る)

別記様式第7号（第15の第1項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第1項の規定により、その実績を報告する。  
(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

(注) 1～5 (略)  
6. この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

別記様式第8号（第15の第2項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第2項の規定により、その実績を報告する。

(略)

(注) 1～3 (略)

4 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第15の第2項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第2項の規定により、その実績を報告する。

(略)

(注) 1～3 (略)

(新設)

(新設)

別記様式第9号（第15の第4項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（○）消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年月日付け第号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

（略）

4 補助金返還相当額（3-2）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、以下の3の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 1 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 2 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- 3 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- 4 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（略）

別記様式第10・11号（略）

別記様式第9号（第15の第4項関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（○）消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年月日付け第号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

（略）

4 補助金返還相当額（3-2）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 1 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 2 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- 3 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- 4 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

（新設）

（新設）

（略）

別記様式第10・11号（略）

附 則 (令和3年12月20日付け3経営第2080号)

1 この通知は、令和3年12月20日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。